明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市・八王子市・西多摩郡奥多摩町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市宇連野町ウネ畑一二の二六、一二の三一から一二の三六まで、平瀬町熊倉一の三四

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市大沼町青木一八の二、一八の三、一八の五、二一の一、二二、二三、二四の二、三四、源太洞一の五、九の一、九の三、九の四、新井前西四四の九、四四の一一、平瀬町芋ケ洞三の二八、三ツ又沢一〇の五、六一の二、阿蔵町仏供田一〇の五三、一〇の一〇六、一〇の一一八、一〇の一一九、一〇の一二二、ダンド二八、野原町藤墳一四の三、一六の五、松下一、二、四、八、上ケ井七九の一、八〇、八三、岡一一の二、西畑四〇、四一の二、大蔵洞一三、白樫六〇、宇連野町蓬生一一、西ケ洞九の二、一二から一四まで、方形三五、ウネ畑一二の一〇四・一二の一五五・谷渡四五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市東大林町半田一八の一、長途一、七の一、七の二、羽布町二タ瀬六の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

二タ瀬六の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市下山田代町上弓沢五の三（次の図に示す部分に限る。）、中弓沢四、七の一、神谷上切二四の二、下坂佐後二五の六、二八の二、青沢一八、二四の一、二五、三二の一、三二の四、三三の二、三四、繁ノ入七の二、一〇の二、一三の二、滝領二〇の一、三二の五、カシブチ二の二、一八の二、一八の三、二七の二、二八の三、三一の二、西上一の五、一の四〇、井口一八の一、一九、二七、二八、三〇、白土七の一、一二の三、田尻八の二、九の二、二一の二、岩ノアケ九の一、中坂佐後三の一、二三の三、上坂佐後一（次の図に示す部分に限る。）、七の二、神谷中切七の四、後山下切三の二、四の二、五の一、五の五、八の三、九の一、九の二、中後山一一の三、薮田二七の二、ウラ山九の二、一〇の四、下道山二一の一、二二の一、番場一の三、六の三、三〇の一五、橋カガ田一一（次の図に示す部分に限る。）、蕪木町山ノ神三一三の一、三二六の三、三二七、桜田三三〇の七、三三〇の九から三三〇の一一まで、三四九の二、三五三から三五五まで、三五七、阿蔵町仏供田三二の一、沢尻一四の一（次の図に示す部分に限る。）、東大林町半ノ木一〇・一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四の二六、一四の二七、一四の二四六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

沢尻一四の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　二八〇円（本体二六〇円）　（配送料別）